

令和元年6月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和元年7月1日(月) 開会 午前10時 2分
閉会 午前10時44分

場所 第1委員会室

出席委員 横川雅也委員長

美田宗亮副委員長

渡辺大委員、須賀敬史委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、
金野桃子委員、松坂喜浩委員、水村篤弘委員、西山淳次委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 石川英寛企画財政部長、堀光敦史政策・財務局長、石井貴司地域経営局長、
山口均参与、廣川達郎参事兼財政課長、竹島晃参事兼交通政策課長、
犬飼典久企画総務課長、坂田直人計画調整課長、清水雅之改革推進課長、
小田恵美情報システム課長、梅本祐子地域政策課長、
大山澄男市町村課長、鈴木柳蔵土地水政策課長

上木雄二会計管理者、島田繁出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

飯塚寛監査事務局長、渡邊哲監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
高柳正行監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第71号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第72号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

なし

報告事項

羽田空港の機能強化への対応について

【付託議案に対する質疑】

渡辺委員

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例について、条例改正による手数料の引上げに伴い、県の歳入増が見込まれるが、今年度の増収はどの程度になるか。

参事兼財政課長

21万7,000円の増加を見込んでいる。

渡辺委員

第72号議案について、選挙長及び選挙立会人は誰が選任され、どのような職務を行うのか。

市町村課長

選挙長は各選挙につき、選挙区ごとに置かれる職であり、選挙管理委員会が当該選挙の選挙権を有する者の中から選任する。例えば、県議会議員選挙では各選挙区の市又は町の選挙管理委員会の委員長を主に選任している。

職務内容は、立候補届出の受付事務及び選挙会の事務を行う。選挙会では、選挙長は開票の終了後、立会人の立会いの下、その選挙区における全ての開票管理者から送られてくる開票結果報告書を基に各候補者の得票総数を計算し、当選人を決定する役割を担っている。また、選挙立会人は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、候補者等からの届出に基づき、選挙長が選任する。職務内容は選挙会に立ち会い、当選人の決定において選挙会の事務が公正に行われるよう、監視する役割を担うこととされている。

秋山委員

- 1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例について、本年度の影響額は21万7,000円ということだが、通年での影響額はどの程度か。
- 2 消費税法等の一部改正に伴う値上げとのことであるが、この「等」に何か意味はあるか。
- 3 第72号議案について、開票が遅れて翌日まで開票が持ち越されると、報酬は2日分となるのか。
- 4 選挙分会長、審査分会長、審査分会立会人の職務内容はどのようなものか。

参事兼財政課長

- 1 43万7,000円と見込んでいる。
- 2 消費税率の引上げに伴い改正された「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」を指している。

市町村課長

- 3 本条例においては、選挙会が引き続き2日にわたるときは、これを1日とみなすと規定されており、報酬は1日分だけの支給となる。
- 4 選挙分会長は衆議院及び参議院の比例代表選挙において、都道府県ごとに置かれ、都

道府県ごとの名簿届出政党等の得票数を中間集計し、国へ報告する役割を担う。審査分会長は、最高裁判所裁判官国民審査において、都道府県ごとに置かれ、同じく裁判官の投票数を中間集計し国へ報告する。審査分会立会人は、審査分会に立ち会い、開票結果の中間集計に参加するものである。

委員長

ほかに発言はあるか。

< な し >

委員長

ほかに発言がないので付託議案に対する質疑は終了した。

これより、本委員会に付託されている議案に対する討論を一括して行う。何か発言はあるか。

秋山委員

第71号議案について、消費税の増税に対して我が党は今、反対をしている。これが理由の値上げであるので、認めることはできない。

委員長

ほかに発言はあるか。

渡辺委員

第71号議案に会派として賛成の立場から、討論する。

本議案は、本年10月からの消費税率の引上げにより、国が手数料に関する政令の改定を行ったことに準じて、県の手数料の改定を行うものである。その理由として、県が行う事務に必要な諸費用の単価の増加を反映させるため、県の各種申請に係る手数料について改定を行うということである。確かに、手数料の引上げにより各種申請を行う県民に負担が生じることとなるが、消費税率の引上げという全国一律の事情であることを丁寧に説明することで、御理解を求めていくべきものと考えます。また、手数料条例については、去る2月定例会で可決された第22号議案により、49の手数料が既に改定されている。今回の第71号議案が不成立となると、同趣旨の条例の間で異なった取扱いが発生し、不要な混乱を招くことにもなる。したがって、第71号議案については、賛成とするものである。